地方拠点強化税制における雇用促進税制に関するQ&A

（※令和６年４月１日以後に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業主向け）

（令和６年４月１日　現在）

【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】

Q１　地方拠点強化税制における雇用促進税制とはどのような制度か。

Q２　建物の取得等をしなくても雇用促進税制の適用を受けることができるか。

Q３　雇用促進税制で税額控除の対象となる対象期間はいつか。

Q４　１つの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において、新設により整備する特定業務施設に加えて、新設以外の方法により特定業務施設を整備する場合、雇用促進税制の適用年度はどうなるか。

Q５　特定業務施設を新設により整備する場合に起算点となる「事業供用開始の日」について、計画時点よりも遅れた（早まった）場合は、計画と実績いずれの日で判断することになるのか。

Q６　雇用促進税制を受ける場合、特定業務施設において雇用者を何名増加させる必要があるのか。

Q７　雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば地方拠点強化税制における雇用促進税制の対象となるのか。

Q８　特定業務施設を整備する前に新規雇用した従業員は、雇用促進税制の対象となるか。

Q９　雇用者にはどのような人が含まれるのか。ハローワークを活用して雇い入れた人のみが対象となるのか。

Q10　有期契約労働者や短時間労働者などのいわゆる非正規雇用労働者は、税額控除の対象となるのか。

Q11　雇用促進計画期間中に有期雇用（一般被保険者ではない）の契約期間が終了し、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用（一般被保険者）として改めて雇い入れられ、計画期間終了日において特定業務施設に勤務している人は、50 万円（拡充型の場合は 30 万円）の税額控除の対象となるか。

Q12　勤務地・職務限定正社員や短時間正社員は、税額控除の対象となるのか。

Q13　外国人技能実習生や短時間労働者であっても、雇用保険一般被保険者であれば、雇用者に該当するのか。

Q14　税制適用年度中に高年齢被保険者になった場合、雇用者の増加数はどのように計算するのか。

Q15　地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用要件を一度でも満たした場合には、その後、適用年度中であれば継続して雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

Q16　白色申告書を提出している場合であっても地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

Q17　地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、適用年度とその適用年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度（個人事業主の場合は暦年）に、「事業主都合による離職者」がいないことが要件の一つとされているが、「事業主都合による離職」とは、具体的にどのような理由による離職を指すのか。

Q18　新設法人や新たに事業を開始した個人事業主は、いつから地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

Q19　法人が適用年度において決算期変更を行った場合には、適用年度はどのようになるのか。
（例）３月決算の法人が、令和６年 10 月１日から、９月決算に変更した場合

Q20　雇い入れ助成金などと地方拠点強化税制における雇用促進税制を同一年度で併用することはできるのか。

Q21　「賃上げ促進税制」を同一年度で併用することはできるのか。

【雇用促進計画について】

Q１　雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものか。

Q２　雇用促進計画はどこのハローワークに提出するのか。また、郵送やＥメールで提出することはできるのか。

Q３　雇用促進計画の提出締め切り日が休日の場合はどのように取り扱うのか。

Q４　複数の地域でそれぞれ地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けて特定業務施設を整備する場合は、雇用促進計画は１つにまとめて作成するのか。

Q５　地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用に際して、雇用促進計画は、複数年分をまとめて１回提出すればよいか。

Q６　すでに雇用促進計画を事業年度開始後２ヶ月以内に提出している事業者が、当該事業年度の途中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどうすればよいか。

Q７　同一の建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場や店舗等）を有する場合、雇用促進税制を受けるため、特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするためには、どのような要件を満たすことが必要か。

Q８　個人事業主の場合には、雇用促進計画の計画期間はどのようになるのか。

Q９　適用年度開始の日に新規採用した人は、適用年度における雇用者増加数に含めることができるのか。
（例）令和６年４月１日が事業年度開始の日である場合、同日付けで新規採用をした人。

Q10　使用人兼務役員や役員の親族など、雇用者から除かれる人が雇用保険一般被保険者に該当する場合、雇用促進計画－１への記載はどのようにするのか。

Q11　既に採用済みの人についても雇用促進計画－２へ記載するのか。

Q12　計画期間の終了日に離職した人がいた場合は、計画終了時の一般被保険者数に含めるのか

Q13　出向等によって雇用保険一般被保険者が出向先に異動する場合、雇用者数はどのように考えるのか。

Q14　計画期間の途中で、一般日保険者であった人が、役員等になった場合はどのように考えるのか。

Q15　令和６年４月１日以降に整備計画の認定を受けた場合、「雇用促進計画－１」の「㉒過去の事業主都合離職有無」欄は、「前々期」「前期」「当期」全て記載する必要があるか。

Q16　雇用促進計画期間中に個人事業主から法人になった場合、どのような手続きが必要となるのか。

Q17　計画期間中に組織再編が行われた場合はどのように取り扱うのか。

【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】

Ｑ１　地方拠点強化税制における雇用促進税制とはどのような制度か。

Ａ１　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１１の回答を参照してください。

Ｑ２　建物の取得等をしなくても雇用促進税制の適用を受けることができるか。

Ａ２　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－２５の回答を参照してください。

Ｑ３　雇用促進税制で税額控除の対象となる対象期間はいつか。

Ａ３　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１２の回答を参照してください。

Ｑ４　１つの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において、新設により整備する特定業務施設に加えて、新設以外の方法により特定業務施設を整備する場合、雇用促進税制の適用年度はどうなるか。

Ａ４　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１３の回答を参照してください。

Ｑ５　特定業務施設を新設により整備する場合に起算点となる「事業供用開始の日」について、計画時点よりも遅れた（早まった）場合は、計画と実績いずれの日で判断することになるのか。

Ａ５　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１４の回答を参照してください。

Ｑ６　雇用促進税制を受ける場合、特定業務施設において雇用者を何名増加させる必要があるのか。

Ａ６　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１７の回答を参照してください。

Ｑ７　雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば地方拠点強化税制における雇用促進税制の対象となるのか。

Ａ７　同一の適用年度中に、雇用者の採用が複数回行われた場合や雇用者自身の都合による離職があった場合には、これらの採用や離職による雇用者数の増減を含めた適用年度の末日と適用年度の初日の前日のそれぞれの雇用者数を基に、雇用者増加数を計算します。

　ただし、適用年度とその適用年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度（個人事業主の場合は暦年）において事業主都合による離職者がいないことが適用要件の１つとされていますので、これらの期間において事業主都合による離職者がいる場合には、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができません。

※　「事業主都合による離職者」の詳細については、Q17 をご覧下さい。

Ｑ８　特定業務施設を整備する前に新規雇用した従業員は、雇用促進税制の対象となるか。

Ａ８　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－２２の回答を参照してください。

Ｑ９　雇用者にはどのような人が含まれるのか。ハローワークを活用して雇い入れた人のみが対象となるのか。

Ａ９　雇用者とは、法人又は個人事業主に雇用されている人のうち雇用保険一般被保険者をいい、ハローワークを活用しない方法で雇い入れた場合も対象となります。

　ただし、使用人兼務役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は雇用者から除かれます。

　なお、特殊関係者とは、次の人をいいます。

(1)　役員又は個人事業主の親族

(2)　役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人

(3)　役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人

(4)　上記(2)、(3)の人と生計を一にしている、これらの人の親族

Q10　有期契約労働者や短時間労働者などのいわゆる非正規雇用労働者は、税額控除の対象となるのか。

A10　特定業務施設において新たに雇用された期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用（※１）の者び他の事業所からの転勤者のうち期間の定めのない

雇用かつフルタイム雇用（※）の者とされているため、非正規雇用労働者は雇用保険一般被保険者であっても対象となりません。

（※）地方拠点強化税制における雇用促進税制において、期間の定めのない雇用とは、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 17 条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいい、フルタイム雇用とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号）第２条第１項に規定する短時間労働者でないことをいいます。

Q11　雇用促進計画期間中に有期雇用（一般被保険者ではない）の契約期間が終了し、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用（一般被保険者）として改めて雇い入れられ、計画期間終了日において特定業務施設に勤務している人は、50 万円（拡充型の場合は 30 万円）の税額控除の対象となるか。

A11　適用年度中に新たに一般被保険者となり期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用として雇い入れられた場合は、対象となります。なお、計画期間開始前から一般被保険者として雇用され特定業務施設で勤務している人については、計画期間中に労働条件が変更となり期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用になったとしても税額控除の対象とはなりません。

Q12　勤務地・職務限定正社員や短時間正社員は、税額控除の対象となるのか。

A12　企業によって社員の呼び方が異なる場合がありますので、一概にはお答えできませんが、勤務地・職務限定正社員が、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用（※１）の雇用保険一般被保険者である場合は、税額控除の対象となります（※２）。

短時間正社員については、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号）第２条第１項に規定する短時間労働者に該当する場合は、税額控除の対象となりません。

（※１）地方拠点強化税制における雇用促進税制において、期間の定めのない雇用とは、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 17 条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいい、フルタイム雇用とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号）第２条第１項に規定する短時間労働者でないことをいいます。

（※２）期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の要件を満たす場合、計画期間中に新規雇用され計画期間の末日に特定業務施設に勤務する新規雇用者は１人当たり 50 万円（30 万円（※３））、他の事業所から各特定業務施設への転勤者（新規雇用者を除く）は１人当たり 40 万円（20 万円（※３））、の税額控除が受けられます。

（※３）拡充型の場合。

Q13　外国人技能実習生や短時間労働者であっても、雇用保険一般被保険者であれば、雇用者に該当するのか。

A13 雇用保険一般被保険者であれば、雇用者に該当します。

Q14　税制適用年度中に高年齢被保険者になった場合、雇用者の増加数はどのように計算するのか。

A14　適用年度開始の日の前日の一般被保険者数から適用年度中に高年齢被保険者になった人数を減じた数と、適用年度末の一般被保険者数を比較することになります。この例では、前期末が 18 人（20-2）、当期末が 21 人となり、雇用者増加数は 3 人となります。（下図参照）

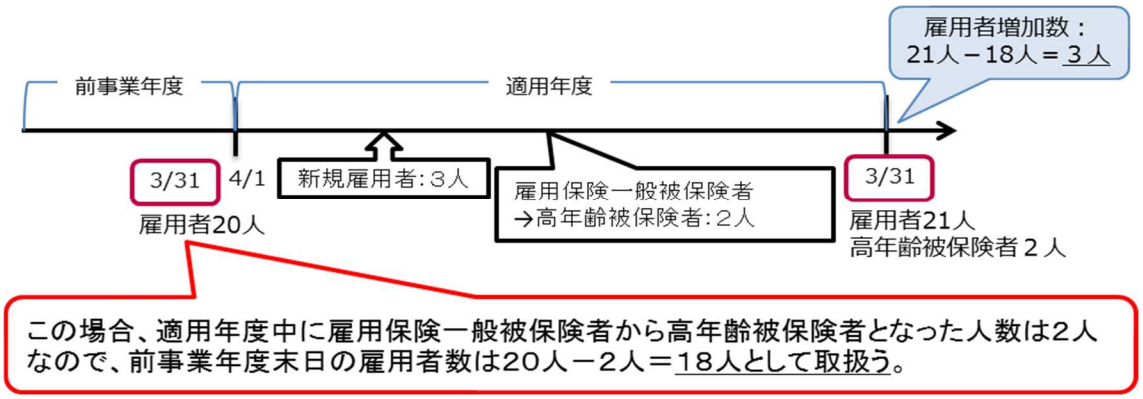

Q15　地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用要件を一度でも満たした場合には、その後、適用年度中であれば継続して雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

A15　地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、適用年度ごとに、その都度、適用要件を満たしていることが必要となりますので、適用要件を満たしていない事業年度については、税制の適用を受けることができません。

　また、雇用促進計画についても、適用年度ごとに提出していただくことになります。

Q16　白色申告書を提出している場合であっても地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

A16　青色申告書を提出していない場合（白色申告書を提出している場合）には、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができません。

Q17　地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、適用年度とその適用年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度（個人事業主の場合は暦年）に、「事業主都合による離職者」がいないことが要件の一つとされているが、「事業主都合による離職」とは、具体的にどのような理由による離職を指すのか。

A17　「事業主都合による離職」とは、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「３　事業主の都合による離職」に該当するものを指します。

具体的には、次の(1)及び(2)のような場合が該当します。

(1)　人員整理、事業の休廃止等による解雇

ただし、以下のような場合は当てはまりません。

・　労働者の責めに帰すべき重大な事由による解雇

・　天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

(2)　事業主の勧奨等による任意退職

ただし、実質的には労働者の都合による任意退職であるのに事業主が退職金等を支給するために勧奨退職の形式をとった場合は該当しません。

Q18　新設法人や新たに事業を開始した個人事業主は、いつから地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

A18　新設法人については設立事業年度の翌事業年度から、新たに事業を開始した個人事業主については事業を開始した年の翌年から、それぞれ地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることが可能となります。ただし、合併、分割又は現物出資による法人設立や相続又は包括遺贈による事業継承の場合は、設立事業年度あるいは事業開始の日を含む年から地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができます。

Q19　法人が適用年度において決算期変更を行った場合には、適用年度はどのようになるのか。

(例)３月決算の法人が、令和６年 10 月１日から、９月決算に変更した場合

A19　お尋ねの例では、令和６年４月１日から同年９月 30 日までの間の事業年度が適用年度となります。

なお、この場合には、事業主都合による離職者がいないことの要件における適用年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度は、令和４年４月１日から令和６年３月 31 日までの間の事業年度になります。

Q20　雇い入れ助成金などと地方拠点強化税制における雇用促進税制を同一年度で併用することはできるのか。

A20　助成金と税制では政策手段が異なるため、同一年度で併用することは可能です。

Q21　「賃上げ促進税制」を同一年度で併用することはできるのか。

A21　一定の調整はありますが、併用可能です。
※賃上げ促進税制については、下記ＵＲＬをご参照ください。
http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html

【雇用促進計画について】

Ｑ１　雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものか。

Ａ１　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１５の回答を参照してください。

Ｑ２　雇用促進計画はどこのハローワークに提出するのか。また、郵送やＥメールで提出することはできるのか。

Ａ２　主たる事業所の所在地（法人の場合は本店又は主たる事務所、グループ通算制度の承認を受けている法人については、そのグループ通算制度に係る通算親法人の本店又は主たる事務所）の所在地を管轄するハローワークに提出して下さい。

また、郵送やＥメール※による受付も可能ですが提出期限必着となります。

なお、雇用促進計画の達成状況の確認については、お預かりしてから返送までに約２週間（４～５月は１か月程度）を要しますので、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けようとしている場合には、確定申告書の提出期限に留意して、余裕をもって提出して下さい。

※Ｅメールによる提出について

Ｅメールにより提出する場合は、雇用促進計画の受付から達成状況の確認まで一連の手続きをＥメールで希望する事業主に限らせていただきます（この場合、雇用促進計画の達成状況については労働局・ハローワークで確認後、確認印を押印のうえＰＤＦ化してメールで交付させていただきます。）。

また、Ｅメールによる提出にあたっては、雇用促進計画の所定様式及び確認書類を提出する場合に加え、雇用促進計画の所定様式をＥメールで提出し、確認書類は郵送とする方法も可能としています。

なお、Ｅメールは雇用促進計画提出用アドレス（sokusinkeikaku@mhlw.go.jp）を使用していただき、メールの容量が 10 MBを超える場合は郵送をご利用ください。

Ｑ３　雇用促進計画の提出締め切り日が休日の場合はどのように取り扱うのか。

Ａ３　翌開庁日が提出締め切り日となります（郵送の場合は、期日までの必着となります。）。詳細は、提出を予定している各公共職業安定所等にお問い合わせ下さい。

Ｑ４　複数の地域でそれぞれ地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けて特定業務施設を整備する場合は、雇用促進計画は１つにまとめて作成するのか。

Ａ４　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１６の回答を参照してください。

Ｑ５　地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用に際して、雇用促進計画は複数年分をまとめて１回提出すればよいか。

Ａ５　雇用促進計画は、雇用促進税制の適用を受けようとする事業年度（個人事業者の場合は暦年）毎に提出することが必要です。

また、整備計画が移転型の場合、上乗せ部分の適用を受けるためには、当期の事業年度（個人事業主の場合は暦年）だけでなく、基準日（※）以後の全ての事業年度（個人事業主の場合は暦年）に係る事業主全体及び当該特定業務施設の雇用者増加数を証明する必要があるため、３年間の全ての適用年度において、雇用促進計画の提出及び達成状況の報告を行って下さい。

Ｑ６　すでに雇用促進計画を事業年度開始後２ヶ月以内に提出している事業者が、当該事業年度の途中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどうすればよいか。

Ａ６　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１８の回答を参照してください。

Ｑ７　同一の建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場や店舗等）を有する場合、雇用促進税制を受けるため、特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするためには、どのような要件を満たすことが必要か。

Ａ７　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－１９の回答を参照してください。

Ｑ８　個人事業主の場合には、雇用促進計画の計画期間はどのようになるのか。

Ａ８　個人事業主の場合は、整備計画の認定を受けた日（平成 27 年８月 10 日から令和８年３月 31 日までの間に限る。当該整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合は、当該特定業務施設を事業の用に供した日。）の属する年以後３年内の各年の１月１日（整備計画の認定を受けた日を含む年は、当該認定日）から 12 月 31 日までを計画期間として雇用促進計画を作成し、提出することになります。

Ｑ９　適用年度開始の日に新規採用した人は、適用年度における雇用者増加数に含めることができるのか。
（例）令和６年４月１日が事業年度開始の日である場合、同日付けで新規採用をした人

Ａ９　適用年度における雇用者増加数に含まれる新規雇用者について、当該年度内であれば、その採用の時期は問われません。
　ただし、雇用促進計画では、適用年度末日と適用年度開始の日の前日のそれぞれの時点での雇用者数を比較することにより、計画の達成状況を確認することになります。したがって、お尋ねの例のように令和６年４月１日付けで新規採用をした人について、年度途中で離職等した場合には、雇用者増加数に含まれないこととなります。

Q10　使用人兼務役員や役員の親族など、雇用者から除かれる人が雇用保険一般被保険者に該当する場合、雇用促進計画－１への記載はどのようにするのか。

A10　雇用保険一般被保険者であっても使用人兼務役員や役員の特殊関係者については、地方拠点強化税制における雇用促進税制においては雇用者には含まれません。（【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】のＱ９をご覧下さい。）
　現行の様式で提出する場合は、雇用保険一般被保険者のうち使用人兼務役員又は役員の特殊関係者に該当する人の数を所定の欄に記載してください。

Q11　既に採用済みの人についても雇用促進計画－２へ記載するのか。

A11　雇用促進計画－２は、ハローワークにおいて新規の雇い入れを支援するために活用するものなので、既に採用済みの人についての記載は不要です。

Q12　計画期間の終了日に離職した人がいた場合は、計画終了時の一般被保険者数に含めるのか。

A12　計画期間の終了日に離職した人は、その日時点では一般被保険者に該当し、翌日から一般被保険者に該当しないこととなりますので、計画期間終了の日における一般被保険者には含まれます。
　ただし、同日付けで離職が発生したことになりますので、その離職が事業主都合による離職の場合には、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるための要件を満たさないことになります。

Q13　出向等によって雇用保険一般被保険者が出向先に異動する場合、雇用者数はどのように考えるのか。

A13　出向等に伴い、出向先に雇用保険一般被保険者資格が移動する場合は、出向先において雇用者数が増加し、出向元では雇用者数が減少することになります。

Q14　計画期間の途中で、一般被保険者であった人が、役員等になった場合はどのように考えるのか。

A14　計画期間中に、一般被保険者であった人が、使用人兼務役員や役員の特殊関係者となった場合、計画期間の終了日の一般被保険者数から差し引きます。そのため、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、その減少する人数も考慮して、必要な要件を満たす一般被保険者数を増加させる必要があります。

Q15　令和６年４月１日以降に整備計画の認定を受けた場合、「雇用促進計画－１」の「㉒過去の事業主都合離職有無」欄は、「前々期」「前期」「当期」全て記載する必要があるか。

A15　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－２４の回答を参照してください。

Q16　雇用促進計画期間中に個人事業主から法人になった場合、どのような手続きが必要となるのか。

A16　お尋ねの場合は、個人事業主としての事業を廃止し、法人を設立して新たに事業を開始したことになりますので、法人の設立事業年度では地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができません（新設法人の地方拠点強化税制の雇用促進税制の適用については、【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】Q11 をご覧下さい。）。

　また、特定業務施設を含む組織再編がなされた場合には、整備計画の変更届を整備計画の認定主体（都道府県知事）へ届け出る必要があります。
　なお、法人設立の日を含む事業年度内に都道府県知事より整備計画の認定を受けた場合、当該年度は地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることはできませんが、翌事業年度以降に適用を受けるため、移転型の場合は必ず、拡充型の場合はできるだけ、設立の日を含む事業年度から雇用促進計画の提出及び達成状況の報告を行って下さい（Q３も参照下さい。）。

Q17　計画期間中に組織再編が行われた場合はどのように取り扱うのか。

A17　計画期間中に合併又は分割による組織再編が行われた場合には、この組織再編に伴う被保険者の異動が計画期間の初日の前日（計画期間の初日が基準日である場合には、当該基準日が含まれる事業年度開始の日の前日）に生じたものとみなします。また、計画期間終了後に、雇用促進計画の達成状況とともに「雇用促進計画-３」を記入し、提出する必要があります。詳細は、「雇用促進計画の手引き」の 20～21 ページをご覧下さい。

なお、計画期間中に事業譲渡が行われた場合については、事業譲渡は合併、分割による組織再編とは異なりますので、事業譲渡に伴う被保険者の異動があった場合は、事業譲渡を受けた側で被保険者が増加したとみなします。

また、特定業務施設を含む組織再編がなされた場合には、整備計画の変更届を整備計画の認定主体（都道府県知事）へ届け出る必要があります。

【令和６年度の税制改正について】

Ｑ１　地方拠点強化税制における雇用促進税制は、どのように改正されたのか。

Ａ１　「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Ｑ＆Ａ」のＱ３－２８の回答を参照してください。